

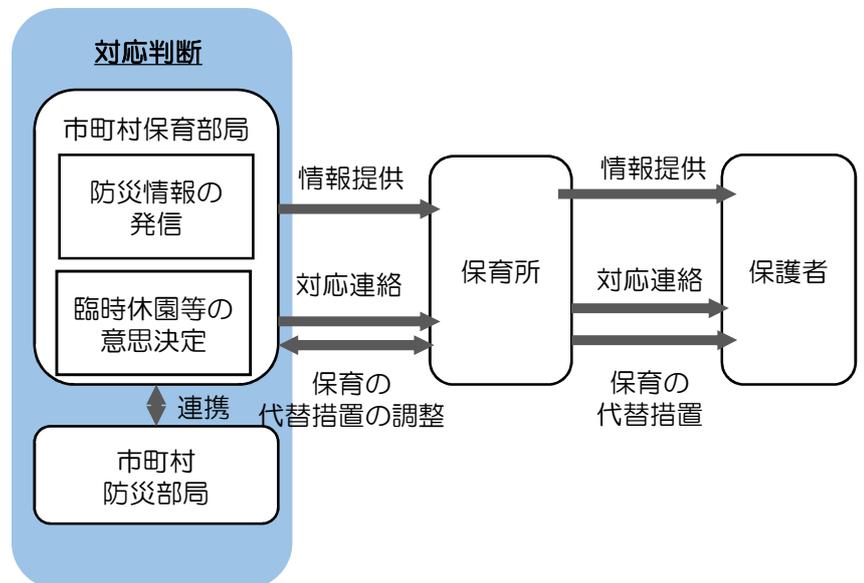
## ◎臨時休園を行う際の判断基準等

- 保育の制限を伴う臨時休園の最終的な意思決定者は、保育の実施主体である市町村であるが、臨時休園の基準については関係者間で共有しておくことが必要である。また、その対応について保護者の理解を得ることも重要である。
- 事前に予見が可能な災害については、内閣府が示す『避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月29日）』で示された警戒レベル（※1）や市区町村において作成されるハザードマップに合わせ、臨時休園等の判断を行うことが考えられる。いずれにしても、関係者間でよく協議し事前に認識を共有することが重要である。

### （※1）警戒レベル

### （※2）災害発生時の連携体制

警戒レベル	避難情報等
5	災害発生情報 (市町村が発令)
4	避難勧告・避難指示 (市町村が発令)
3	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)
2	洪水注意報・大雨注意報等 (気象庁が発表)
1	早期注意情報 (気象庁が発表)



（※1は『避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月29日）』を元に作成）

## ◎保育の代替措置

- 災害発生状況下において社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等については、保育の提供を確保する必要性が高い。その場合、安全に保育を実施することが可能な保育園に子どもを集めて保育を行うことも考えられるが、災害の状況や市町村の提供体制、登園や出勤の際の子どもや職員の安全等について留意したうえで、実施場所や時間及び職員体制等についての検討が必要である。
- 拠点の園において代替保育を提供する場合は、子どもや職員の安全を確保するため、施設や避難場所の位置、過去の周辺地域の災害状況等を踏まえて、その周辺にある保育園を拠点園として設定する。その際、子どもがどの園に行くことになるか、事前に登録を行うなどの対応が重要である。

（※）令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等における災害発生時又は感染症流行時の対応等に関する調査研究事業」を参考に作成

## ◎災害発生前に市区町村において事前に決めておく事項

### □ 警戒レベルが発令された時の各レベル毎の対応

(例) どの警戒レベルの時に臨時休園の判断を行うのか。保育中に警戒レベルが発令された時の対応。

### □ ハザードマップに応じた各保育所毎の対応

(例) 浸水地域にある保育所への対応。

### □ 臨時休園等の判断に関する保育所・保護者への連絡方法・タイミング

(例) 当日の連絡経路等の整理が必要。

### □ 代替保育が必要とされる家庭の把握と保育の代替措置の設定

(例) 職種や各家庭の状況にあわせて対象の家庭を把握する。

### □ 上記事項に関して、入園説明会等を通じた保護者等への周知

※基準の策定や当日の対応について、平時から保育担当部局と防災担当部局が連携をとることが重要